

有価証券報告書の開示に関する留意事項

おとこざわ えりこ
公認会計士 男澤 江利子

本稿では、平成25年3月決算の有価証券報告書の開示に関する留意事項について解説を行う。

本稿で使用する有価証券報告書の記載例は、公益財団法人財務会計基準機構の作成した『有価証券報告書の作成要領』（平成25年3月期提出用）を参考にしている。

以下においては、原則として、国際会計基準に関連する規定については記載していないので、国際会計基準に基づく開示を行う会社におかれては注意が必要である。

有価証券報告書の記載としては、例えば次のような記載が考えられる。

項目	留意点	備考
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	<p>「主要な経営指標等の推移」に関して、開示ガイドライン5-12-2において、遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示の適用が規定されている。</p> <p>① 最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移の記載において、遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示は、最近連結会計年度の前連結会計年度及び最近事業年度の前事業年度に係る主要な経営指標等（開示府令第二号様式における記載事項のうち、これらの主要な経営指標等に関連する情報を含む）について行わなければならないことに留意する。</p> <p>② 最近連結会計年度の前連結会計年度及び最近事業年度の前事業年度前の主要な経営指標等について遡及適用等を行うことは可能であることに留意する。</p> <p>③ 遡及適用等を行った場合には、その旨を注記しなければならない。</p>	記載上の注意（5） 開示ガイドライン5-12-2
5 従業員の状況	<p>最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう）をセグメント情報に関連付けて記載する。</p> <p>提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載する。</p>	記載上の注意（9）
第2 事業の状況		
1 業績等の概要	業績については、セグメント情報に記載された区分により記載する。	記載上の注意（10）
4 事業等のリスク	<p>次のような投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を、一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載する。</p> <p>① 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動 ② 特定の取引先・製品・技術等への依存 ③ 特有の法的規制・取引慣行・経営方針 ④ 重要な訴訟事件等の発生 ⑤ 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項 ⑥ その他</p> <p>重要事象等について次のように規定されている。</p>	記載上の注意（13） 開示ガイドラインC 個別ガイドライン I「事業等のリスク」 に関する取扱いガイドライン

項目	留意点	備考
	<p>【第3号様式 記載上の注意（13）、第2号様式 記載上の注意（33）b】 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（(36)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</p> <p>経営者の対応策等から継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないため、「継続企業の前提に関する注記」に至らなかったとしても、上記の重要事象等が存在する場合には記載が必要となるので、注意が必要である。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載すること」とされているが、提出日時点での判断による記載を妨げるものではないと解される。</p>	
<p>7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p>	<p>提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。 例えば、次のような事項である。</p> <p>① 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析 ② 資本の財源及び資金の流動性に係る情報</p> <p>【第3号様式 記載上の注意（16）、第2号様式 記載上の注意（36）b】 「4 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>上記の記載に際しては、「継続企業の前提に関する注記」、「4 事業等のリスク」との整合性に注意が必要である。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載すること」とされているが、提出日時点での判断による記載を妨げるものではないと解される。</p>	<p>記載上の注意（16） 開示ガイドラインC 個別ガイドライン II「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン</p>
<p>第4 提出会社の状況</p>		
<p>1 株式等の状況 (1) 株式の総数等</p>	<p>「発行可能株式総数」の欄には、当事業年度末現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載する。 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「事業年度末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載する。 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載する。この場合、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載することなどが規定されている。</p> <p>取得請求権付株式、新株予約権又は新株予約権付社債のうち、権利行使による割当株式数又は資金調達額が、当該有価証券発行後の株価を基準として変動するもの（以下「MSCB等」という）を発行する場合には、有価証券届出書、臨時報告書等において、当該MSCB等の内容及びその行使状況についての記載を行う（第3号様式の記載上の注意（20）c、d、e、開示ガイドライン5-7-2、5-7-3、24-10）。</p>	<p>記載上の注意（20） 開示ガイドライン5 -7-2、5-7-3、 24-10</p>

項目	留意点	備考
(2) 新株予約権等の状況	<p>新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額などを記載する。</p> <p>新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載する。</p> <p>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合の規定が設けられている。</p>	記載上の注意（21）
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等について記載する。	記載上の注意（21-2）
(6) 所有者別状況	<p>会社が2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載する。</p> <p>「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載する。</p>	記載上の注意（24）
(7) 大株主の状況	<p>大株主は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載する。</p> <p>会社が2以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載する。</p> <p>「所有株式数」の欄は、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載する。</p> <p>大株主が個人である場合、個人株主の住所の記載にあたっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。</p> <p>当事業年度において主要株主の異動があった場合には、その旨を注記する。</p> <p>大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第4項の規定により送付したとみなされる場合を含む）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載する。</p> <p>なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記する。</p> <p>多くの自己株式を保有しているために、提出会社が大株主に該当する場合、【大株主の状況】の表に含めて記載し自己株式である旨を注記する方法と、当該表には含めず自己株式の数等を欄外に注記する方法が考えられる。</p>	記載上の注意（25）

項目	留意点	備考
(9) ストックオプション制度の内容	<p>ストックオプションについては、有利発行かどうかにかかわらず記載する。</p> <p>【ストックオプション制度の内容】は提出日現在で記載することが適当と解されるので、平成25年6月の株主総会でストックオプション制度の採用を決議した場合には記載が望ましい。</p> <p>【ストックオプション制度の内容】は、様式上の記載項目なので、該当がない場合でも様式の表題をそのまま記載し、該当のない旨を記載することとなる。</p>	記載上の注意 (27)
(10) 従業員株式所有制度の内容	<p>従業員株式所有制度の内容の開示が規定されている。</p> <p>【第3号様式 記載上の注意 (27-2)、第2号様式 記載上の注意 (47-2)】 (47-2) 従業員株式所有制度の内容</p> <p>a 提出会社の役員、使用人その他の従業員（金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イ（1）に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下この（47-2）において「従業員等持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下この（47-2）において「従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の（a）から（c）までに掲げる事項を具体的に記載すること。</p> <p>(a) 当該従業員株式所有制度の概要（例えば、従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容）</p> <p>(b) 従業員等持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額</p> <p>(c) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲</p> <p>b 提出会社が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。</p> <p>従業員株式所有制度は、従業員等を対象とする持株会や、持株会に限らず直接従業員等に株式を取得させるような仕組みも広く開示の対象としている。この場合の従業員等とは、提出会社の役員、使用人その他の従業員だけでなく、「金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」に規定する被支配会社等（同内閣府令6③）もしくは関係会社（同内閣府令7②）の従業員も含むことに注意する。</p> <p>開示対象となる従業員株式所有制度は、提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得又は売り付けることを目的として、信託その他の仕組みを利用した制度である。</p> <p>従業員株式所有制度の内容は、有価証券報告書の提出日現在で記載することが適当と解される。</p>	記載上の注意 (27-2)
5 役員の状況	<p>「所有株式数」の欄は、他人（仮設人を含む）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載する。</p> <p>会社が2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載する。</p> <p>委員会設置会社の場合、取締役及び執行役について記載する。</p> <p>会計参与を設置した場合には、役員の状況に記載するものと解される。</p> <p>役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則2条3項5号に規定する社外役員をいう）に該当する社外取締役をいう）又は社外監査役（社外役員に該当する社外監査役をいう）に該当する場合には、その旨を欄外に注記する。</p>	記載上の注意 (36) 記載上の注意 (1) 一般的事項 d

項目	留意点	備考
6 コーポレート・ガバナンスの状況等		
コーポレート・ガバナンスの状況	<p>上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。</p> <p><u>I コーポレート・ガバナンス体制</u></p> <p>① 企業統治の体制（会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの（例：経営諮問会議）を含む）の概要・当該体制を採用する具体的な理由</p> <p>② 内部監査・監査役（監査委員会）監査の組織・人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員について当該知見の内容）・手続</p> <p>③ 社外取締役・社外監査役</p> <p>a 社外取締役・社外監査役の機能・役割（社外取締役・社外監査役の独立性に関する考え方を含む）、社外取締役・社外監査役の選任状況についての考え方</p> <p>b 社外取締役・社外監査役による監督・監査と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部統制部門との関係</p> <p>c 社外取締役・社外監査役の員数、各社外取締役及び社外監査役につき、提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係（上記には、社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又はあった場合における当該他の会社等と提出会社との利害関係が含まれる。なお、当該記載においては、金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にすることができる）</p> <p>社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容（ない場合はその旨）</p> <p>社外取締役・社外監査役を選任していない場合にはその旨及びそれに代わる体制及び当該体制を採用する理由</p> <p><u>II 役員報酬</u></p> <p>① 取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役・社外役員に区分した報酬等の総額、報酬等の種類別（基本報酬・ストックオプション・賞与・退職慰労金等の区分）の総額等</p> <p>② 役員ごとの提出会社と連結子会社の役員としての報酬等（連結報酬等）の総額・連結報酬等の種類別の額（ただし、連結報酬等の総額が1億円以上の役員に限ることができる）</p> <p>③ 提出日現在において報酬等の額又はその算定方法の決定方針がある場合、その内容及び決定方法（また、当該方針を定めていない場合には、その旨）</p> <p>報酬等とは、報酬、賞与その他その職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益であって、当事業年度に係るもの及び当事業年度において受け、又は受ける見込額が明らかとなったものをいう。</p> <p>提出会社の役員が連結子会社から受ける役員報酬等につき、例えば、重要性に乏しい複数の連結子会社から役員として受ける報酬等の合計額が提出会社の役員として受ける報酬等の額に比して稀少であるような場合には記載を要しないものと考えられる。</p> <p>使用人兼務役員の使用人給与分のうち重要なものがあれば、総額及び内容等を記載する。</p>	記載上の注意（37）

項目	留意点	備考
	<p>Ⅲ 株式保有状況</p> <p>① 政策投資目的で保有する株式</p> <ul style="list-style-type: none"> a 投資有価証券に区分される株式（投資株式）のうち純投資目的以外の目的で保有する株式についての銘柄数・貸借対照表計上額の合計額 b 純投資目的以外の目的で保有する上場投資株式（特定投資株式）（提出会社が議決権行使権限を有する上場銘柄（みなし保有株式）を含む）のうち、銘柄別に最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて、貸借対照表計上額が資本金額の1%を超えるもの（それぞれの銘柄数が30銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの）について、特定投資株式とみなし保有株式に区分して、銘柄・株式数・貸借対照表計上額・具体的な保有目的 c 提出会社が持株会社の場合 <ul style="list-style-type: none"> i 提出会社及び連結子会社のうち、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）が保有する投資株式について、a・bと同じ基準で記載する。 ii 最大保有会社の投資株式計上額が、提出会社の連結貸借対照表上の投資有価証券である株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、提出会社及び連結子会社の中で次に投資株式計上額が大きい会社が保有する投資株式について、a・bと同じ基準（ただし、上位30銘柄は上位10銘柄）で記載する。 iii 提出会社が最大保有会社に該当しない場合には、iiと同様、a・bと同じ基準（ただし、上位30銘柄は上位10銘柄）で記載する。 <p>持株会社とは、子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社をいう。</p> <p>②純投資目的で保有する株式</p> <ul style="list-style-type: none"> a 提出会社（①のcに該当する会社を含む）が純投資目的で保有する投資株式を、上場株式・非上場株式に区分し、最近事業年度及び前事業年度における貸借対照表計上額並びに最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益を記載する。 b 最近事業年度において保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に、又は純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがあつた場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄・株式数・貸借対照表計上額を記載する。 <p>純投資目的で保有する投資株式を期中に売却した場合でも、当該投資株式に係る受取配当金及び売却損益については記載対象になると解される。</p> <p>「評価損益」については、最近事業年度末における当該株式の貸借対照表計上額と取得原価の差額及び最近事業年度における減損処理額が対象になると解される。</p>	

項目	留意点	備考																								
監査報酬の内容等	<p>「監査報酬の内容等」として、①監査公認会計士等に対する報酬の内容、②その他重要な報酬の内容、③監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容、④監査報酬の決定方針を開示する。</p> <p>(2) 【監査報酬の内容等】</p> <p>① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】</p> <table border="1" data-bbox="379 510 1193 797"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">前連結会計年度</th> <th colspan="2">当連結会計年度</th> </tr> <tr> <th>監査証明業務に基づく報酬</th> <th>非監査業務に基づく報酬</th> <th>監査証明業務に基づく報酬</th> <th>非監査業務に基づく報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出会社</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結子会社</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 【その他重要な報酬の内容】</p> <p>.....。</p> <p>③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】</p> <p>.....。</p> <p>④ 【監査報酬の決定方針】</p> <p>.....。</p> <p>【監査公認会計士等に対する報酬の内容】の表に記載する報酬は、前連結会計年度及び当連結会計年度に係る報酬として、提出会社の監査公認会計士等に対して、①提出会社が支払う報酬と②提出会社の連結子会社が支払う報酬を、(a) 監査証明業務に基づく報酬（内部統制監査に係るものを含む）と (b) 非監査業務に基づく報酬に区分して記載する。</p> <p>【その他重要な報酬の内容】及び【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】については、前連結会計年度及び当連結会計年度（最近2連結会計年度）の記載を行う。</p> <p>【監査報酬の決定方針】については、特に変更がなければ当連結会計年度分の記載のみで足りるものと解される。ただし、監査報酬の決定方針に変更がある場合には、最近2連結会計年度分の報酬額を比較させるという規定の趣旨に鑑みて、変更前と変更後の方針（最近2連結会計年度分）をともに記載することが望ましいと解される。</p>	区分	前連結会計年度		当連結会計年度		監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	提出会社					連結子会社					計					記載上の注意（38）
区分	前連結会計年度		当連結会計年度																							
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬																						
提出会社																										
連結子会社																										
計																										
第5 経理の状況																										
冒頭記載 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について	<p>【経理の状況】の冒頭記載において、連結財務諸表規則及び財務諸表等規則に基づいて作成している旨を記載する。</p>	財務諸表等規則 財規ガイドラインなどの各種ガイドライン																								

項目	留意点	備考
<p>法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み</p>	<p>提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載する。</p> <p>その旨及びその取組みの具体的な内容は、経理の状況の冒頭記載に記載することが適当と解される。</p> <p>【第3号様式 記載上の注意（39）、第2号様式 記載上の注意（59）】</p> <p>e 提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。</p> <p>f 特定会社が指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。</p> <p>【開示ガイドライン5-20】</p> <p>開示府令第2号様式記載上の注意（59）のeに規定する「特段の取組み」とは、例えば、次のような取組みをいう。</p> <p>① 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備（会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体（例えば、財務会計基準機構）への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加）</p> <p>② 指定国際会計基準による適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備及びこのための社内組織（例えば、情報管理委員会、特別に設置するタスクフォース）の設置</p>	<p>記載上の注意（39） 開示ガイドライン5-20</p>
<p>冒頭記載 監査人交代時の開示</p>	<p>監査人交代時の開示として、最近2連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第2項第9号の4に規定する異動をいう）があった場合には、その旨を記載する。</p> <p>当該異動について臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ（2）から（6）までに掲げる事項については、その概要）も記載する。</p>	<p>記載上の注意（39）</p>
<p>1 連結財務諸表</p>		
<p>継続企業の前提に関する事項</p>	<p>有価証券報告書の「事業等のリスク」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、会社法の事業報告における記載との整合性に注意する。</p> <p>【財規8の27】</p> <p>貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</p>	<p>連結財規15の22 財規8の27 連結財規ガイドライン15の22 財規ガイドライン8の27-1～8の27-5 監査基準の改訂に関する意見書（企業会計審議会） 継続企業の前提に関する開示について（監査・保証実務委員会報告第74号） 継続企業（監査基準委員会報告書570）</p>

項目	留意点	備考
比較情報の作成	<p>当連結会計年度に係る連結財務諸表は、当該連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結附属明細表を除く）に記載された事項に対応する前連結会計年度に係る事項をいう）を含めて作成しなければならない。</p> <p>連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。</p> <p>① 当連結会計年度に係る連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、対応する前連結会計年度に係る数値を含めなければならない。</p> <p>② 当連結会計年度に係る連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度に係る定性的な情報を含めなければならない。</p> <p>比較情報の開示に関する基本的な考え方は、当事業年度に係る財務諸表の開示が基礎になるものと考えられる。ただし、比較情報の開示の要否については、財務諸表利用者の意思決定に資するものかどうか、企業の業績等に関する適正な判断のために必要と考えられる事項かどうかについて慎重に判断する必要があると考えられる。</p>	連結財規8の3 連結財規ガイドライン8の3
連結財務諸表	<p>【連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書】 包括利益を表示する計算書は次のいずれかの形式による（包括利益会計基準11）。</p> <p>連結財務諸表においては、包括利益のうち親会社株主に係る金額及び少数株主に係る金額を付記する。</p> <p>① 当期純利益を表示する損益計算書と、包括利益を表示する包括利益計算書からなる形式（2計算書方式）</p> <p>② 当期純利益の表示と包括利益の表示を1つの計算書（「損益及び包括利益計算書」）で行う形式（1計算書方式）</p> <p>金融商品取引法上、個別財務諸表しか作成していない会社に関する開示規則は、内閣府令の規定による。</p> <p>平成24年6月29日、企業会計基準委員会は「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号）を改正し、包括利益の開示は、当面の間、個別財務諸表には適用しない（包括利益会計基準16-2）こととされており、連結財務諸表を作成しておらず、個別財務諸表しか作成していない会社については、包括利益及びその他の包括利益の表示は行われない。</p>	連結財規等 包括利益の表示に関する会計基準（企業会計基準第25号）

項目	留意点	備考
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項		
会計処理基準に関する事項	<p>重要な会計方針が記載される。 例えば、デリバティブ取引や運用目的の金銭の信託のように時価法しか認められていない会計処理であっても、自社にとって重要性があると判断されれば重要な会計方針に記載することになると解される。</p> <p>【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 「重要な会計方針」(財規8の2等)の開示に際しては、前事業年度と当事業年度の2期間について開示する必要はなく、当事業年度の開示のみで足りると考えられる。</p> <p>【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記】 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。</p> <p>「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の開示に際して、例えば、連結子会社数が前連結会計年度と当連結会計年度で異なる場合には、差異について記載したり、前連結会計年度の連結子会社数も記載するなどして工夫して記載する方法が考えられる。</p> <p>連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更は、会計方針の変更に該当しない。 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載する。</p>	財規8の2 連結財規ガイドライン13-1 連結財規13、14 連結財規ガイドライン14
会計処理基準に関する事項 (八) 重要な引当金の計上基準 ④退職給付引当金	<p>次のような場合、退職給付引当金の会計方針に追加情報として所要の注記を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行 ② 厚生年金基金の代行部分の返上 ③ 退職給付債務の大幅減額 	退職給付制度間の移行等に関する会計処理(企業会計基準適用指針第1号) 退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(会計制度委員会報告第13号)
会計方針の変更に関する注記	<p>【会計方針の変更に関する注記】 比較情報の開示に際しては、会計方針の変更等の注記は、当期の財務諸表の注記となり、比較情報における記載は不要となる。</p> <p>次の事項にわけて詳細に規定されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記 ② 会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記 	連結財規14の2、14の3 「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会実務指針第78号)

項目	留意点	備考
未適用の会計基準等に関する注記	<p>すでに公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、個別財務諸表での記載を要しない。</p> <p>① 当該会計基準等の名称及びその概要</p> <p>② 当該会計基準等の適用予定日（当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日）</p> <p>③ 当該会計基準等が連結財務諸表に与える影響に関する事項</p> <p>財務諸表等規則ガイドライン8の3の3-1-3では、財務諸表に与える影響について、定量的に把握している場合にはその金額を記載し、定量的に把握していない場合には、定性的に記載するものとし、財務諸表作成時において、財務諸表に与える影響を評価中である場合には、その旨を記載するものと規定している。</p>	連結財規14の4 連結財規ガイドライン14の4
	<p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）では、当面の取扱いに従って、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成された在外子会社の財務諸表を連結決算手続上利用している場合で、当該在外子会社が会計方針の変更を行うときは、過年度遡及会計基準第10項から第12項に準じた注記を行うことに留意すると規定している。</p> <p>具体的には次のようになると考えられる。</p> <p>① 一定の要件を満たす特別目的会社に係る取扱いの改正（「連結財務諸表に関する会計基準」、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」等）については、未適用の会計基準等の注記対象になる。</p> <p>② 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号）「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）については、未適用の会計基準等の注記対象になる。</p>	
表示方法の変更に関する注記	<p>財務諸表の表示方法を変更した場合には、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行う（過年度遡及会計基準14）。</p> <p>表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>① 連結財務諸表の組替えの内容</p> <p>② 連結財務諸表の組替えを行った理由</p> <p>③ 連結財務諸表の主な項目に係る前連結会計年度における金額</p>	連結財規14の5 財規8の3の4 「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会実務指針第78号）
会計上の見積りの変更に関する注記	<p>会計上の見積りの変更は、当該変更が変更期間のみに影響する場合には、当該変更期間に会計処理を行い、当該変更が将来の期間にも影響する場合には、将来にわたり会計処理を行う（過年度遡及会計基準17）。</p> <p>会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>① 当該会計上の見積りの変更の内容</p> <p>② 当該会計上の見積りの変更が連結財務諸表に与えている影響額</p> <p>③ 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 当該会計上の見積りの変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合 当該影響額</p> <p>ロ 当該会計上の見積りの変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合 その旨</p>	連結財規14の6 連結財規ガイドライン14-6 財規8の3の5 財規ガイドライン8の3の5-3

項目	留意点	備考
会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記	<p>会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合については、会計上の見積りの変更と同様に取り扱い、遡及適用は行わない（過年度遡及会計基準19）。</p> <p>有形固定資産等の減価償却方法及び無形固定資産の償却方法は、会計方針に該当するが、その変更については会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合として取り扱う（過年度遡及会計基準20）。</p> <p>会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>① 当該会計方針の変更の内容</p> <p>② 当該会計方針の変更を行った正当な理由</p> <p>③ 当該会計方針の変更が連結財務諸表に与えている影響額</p> <p>④ 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 当該会計方針の変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合 当該影響額</p> <p>ロ 当該会計方針の変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合 その旨</p>	連結財規14の7 連結財規ガイドライン14-6 財規8の3の6 財規ガイドライン8の3の5-3
減価償却	<p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）において、減価償却資産に係る定率法の償却率の見直しが行われ、いわゆる200%定率法が規定されたことに対応して改正している。</p> <p>平成24年4月1日以後取得する新規取得資産については、①法令等の改正に伴う変更準じた会計方針の変更と②法令等の改正に伴う変更（準じたものを含む）以外の会計方針の変更に分類される。</p> <p>従来、法人税法に規定する普通償却限度額を正規の減価償却費として処理している企業において、既存資産のうち平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産がある場合に当該資産に旧定率法を採用し、かつ平成19年4月1日以後取得した減価償却資産がある場合に当該資産に定率法（250%定率法）を採用していたときに、新規取得資産について定率法（200%定率法）を採用する場合には、同一種類で同一用途の資産について、類似の減価償却方法を採用するものと認められるため、法令等の改正に伴う変更準じた正当な理由による会計方針の変更として取り扱われる。</p> <p>『有価証券報告書の作成要領』184ページ</p> <p>（従来、法人税法に基づく定率法を採用していたが、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後の新規取得資産については、改正後の法人税法に基づく定率法を採用した場合）</p> <p>（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。</p> <p>これにより、従来の方と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ〇〇〇百万円増加している。</p>	減価償却に関する当面の監査上の取扱い（監査・保証実務委員会実務指針第81号）

項目	留意点	備考
追加情報	<p>連結財務諸表規則などは、追加情報として、規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならないと規定している。</p> <p>【財務制限条項付き借入契約】 金融機関などから融資を受ける際や融資枠を設定する際に、あらかじめ設定した特定の条件に該当することとなった場合に、一定の効力が発生する財務制限条項付きの借入契約を行うことがある。実務上、コベナンツと呼称されることがある。</p> <p>例えば、経常損益2事業年度連続赤字、純資産の一定額以下の減少などの条項に抵触した場合、借入金の期限の利益を喪失し、ただちに、借入額全額を返済するように要求される契約がある。</p> <p>借入金の期限の利益を喪失する財務制限条項に抵触した場合、企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与えられ、継続企業の前提に重要な疑義を与える可能性も考えられる。</p> <p>そのため、企業の業績が悪化しており、特定の契約条件に抵触する可能性が高まってきたり、抵触する可能性がそれほど高くないとしても、特定の契約条件に抵触した場合に財務諸表に重要な影響を与えたりする場合には、追加情報として、当該契約内容などを記載する必要がある（財規8の5等）。</p> <p>なお、「借入金等明細表」では、「重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること」（（記載上の注意）2）とされているので、特定の契約条件（コベナンツ）が、（記載上の注意）2に該当する場合には、記載が必要となる。</p> <p>【いわゆる従業員持株信託】 従業員持株会に対して信託を通じて株式を拠出するスキーム（従業員持株信託、日本版ESOPなどと呼ばれる）などの取引を行っている場合には、利害関係人の適正な判断に資するために、取引の内容や会計処理などに関して十分に注記を行うことが必要と解される。</p>	<p>連結財規15 財規8の5 追加情報の注記について（監査・保証実務委員会実務指針第77号）</p>
連結株主資本等変動計算書関係の注記	<p>監査人から、定時株主総会前の日付で金融商品取引法の監査報告書を受領することがありうる。</p> <p>金融商品取引法の監査報告書日付を定時株主総会前とする場合には、剰余金の配当について「決議している。」は適切ではないので、例えば、文章形式ではなく、表形式により作成する（監査報告書提出日時点における状況は監査報告書日付から、決議の前後関係は明らかである）方法や、剰余金の配当について「決議している」を「決議する」に修正する方法のほか、「決議する予定である」と記載することが考えられる。</p> <p>「決議する予定である」と記載する場合で、有価証券報告書の提出を株主総会后とするときは、株主総会において剰余金の配当の議案は決議された後となるので、会社の判断により、第5【経理の状況】の「その他」において、剰余金の配当の議案が確定している旨を記載することが考えられる。</p> <p>有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合に、当該報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載することとされているので注意する。</p>	

項目	留意点	備考
税効果会計に関する注記	<p>平成23年12月2日に、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布されている。</p> <p>次の事項を注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 二 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳（法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である場合には、注記を省略することができる） 	連結財規15の5 財規8の12
その他の包括利益に関する注記	<p>その他の包括利益の項目の金額は、税効果の金額を控除した金額を記載する。ただし、税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、税効果の金額を一括して加減して記載できる。</p> <p>当該税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。</p> <p>当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益の項目に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。</p> <p>上記事項は、併せて記載できる。</p> <p>平成24年6月29日、企業会計基準委員会は次の「包括利益の表示に関する会計基準」などを改正した。</p> <p>「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号） 「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号） 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第14号）</p> <p>主な改正内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 包括利益の開示は、当面の間、個別財務諸表には適用しない（包括利益会計基準16-2）。 ② 組替調整額の開示について、為替予約の振当処理は、実務に対する配慮から認められてきた特例的な処理であることを勘案し、組替調整額及びこれに準じた開示は必要ない（包括利益会計基準31（2））。 <p>改正包括利益会計基準は、現行の取扱いを変更するものではないため、公表日（平成24年6月29日）以後に適用されている（包括利益会計基準16-3）。</p>	連結財規69の6 包括利益の表示に関する会計基準（企業会計基準第25号）
金融商品に関する注記	<p>金融商品に関する注記を行う（連結財規15の5の2、財規8の6の2など）。</p> <p>金融商品については、次の事項を注記する（重要性の乏しいものは注記を省略できる）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 金融商品の状況に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 金融商品に対する取組方針 ロ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク ハ 金融商品に係るリスク管理体制 二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額 ロ 連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価 ハ 連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額と連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価との差額 二 連結貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 ホ ロから二までに掲げる事項に関する説明 	<p>連結財規15の5の2 財規8の6の2</p> <p>金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）</p> <p>金融商品の時価等の開示に関する適用指針（企業会計基準適用指針第19号）</p> <p>金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）</p> <p>金融商品会計に関するQ&A</p> <p>銀行等金融機関にお</p>

項目	留意点	備考
	<p>時価の把握が困難な場合には、注記することを要せず、その旨及びその理由を注記する。</p> <p>金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものを除く）及び有価証券（売買目的有価証券を除く）のうち満期のあるものについては、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない（連結財規15の5の2⑤、財規8の6の2⑤）。</p> <p>金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものについて、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記するにあたっては、原則として元本により記載することとなる。</p> <p>リスク管理において市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品及び定量的分析を利用していない金融商品に関する注記が求められるので、該当する企業は注意する（連結財規15の5の2③④、財規8の6の2③④）。</p>	<p>ける金融商品の時価等の開示に関する監査上の留意事項（中間報告）（業種別委員会報告第44号）</p>
有価証券に関する注記	<p>有価証券に関する注記については、連結財務諸表規則第15条の5の2（財務諸表等規則第8条の6の2）に定める事項のほか、有価証券の区分に応じて、一定の事項を注記する（重要性の乏しいものは注記を省略できる）。</p> <p>当連結会計年度中に有価証券の減損処理を行った場合には、その旨及び減損処理額を注記する（重要性の乏しいものは注記を省略できる。連結財規15の6③、財規8の7③）。</p>	<p>連結財規15の6 財規8の7</p>
デリバティブ取引に関する注記	<p>デリバティブ取引に関する注記については、連結財務諸表規則第15条の5の2（財務諸表等規則第8条の6の2）に定める事項のほか、取引の区分に応じて、一定の事項を注記する（重要性の乏しいものは注記を省略できる）。</p> <p>例えば、デリバティブ取引関係の注記において、為替予約取引に係る時価等を開示する際には、企業結合などの特別なケースを除いて、時価と評価損益が一致することになると解される。「金融商品に関する会計基準」第25項では、デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理すると規定している。</p>	<p>連結財規15の7 財規8の8</p>
資産除去債務に関する注記	<p>資産除去債務については、次に掲げる資産除去債務の区分に応じ、当該事項を注記する。</p> <p>ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略できる。</p> <p>一 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの 次のイからニまでに掲げる事項</p> <p>イ 当該資産除去債務の概要</p> <p>ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法</p> <p>ハ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <p>ニ 当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額</p> <p>二 前号に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務 次のイからハまでに掲げる事項</p> <p>イ 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない旨</p> <p>ロ 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由</p> <p>ハ 当該資産除去債務の概要</p>	<p>連結財規15の23 財規8の28 連結財規ガイドライン15の23 財規ガイドライン8の28 資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第18号） 資産除去債務に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第21号）</p>

項目	留意点	備考
賃貸等不動産に関する注記	<p>賃貸等不動産がある場合には、次に掲げる事項を注記する（賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略できる）。</p> <p>① 賃貸等不動産の概要 ② 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動 ③ 賃貸等不動産の連結決算日における時価及び当該時価の算定方法 ④ 賃貸等不動産に関する損益</p>	<p>連結財規15の24 財規8の30 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（企業会計基準第20号） 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第23号）</p>
セグメント情報等の注記	<p>連結財務諸表規則及び財務諸表等規則において、セグメント情報等に係る様式が規定されているので、実際の開示に際しては同様式及び記載上の注意に留意する。</p> <p>【いわゆる単一セグメント】 開示情報としての重要性が乏しく、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性がないと考えられるとき（例えば、単一セグメントの場合）は、「セグメント情報」の記載を省略することが考えられる。 記載を省略する場合でも、「セグメント情報」は様式上の記載項目とされているので、項目自体は省略しないで、その旨を記載することとなる。</p> <p>報告すべきセグメントが1つしかなく、セグメント情報を開示しない企業であっても、関連情報は開示する（セグメント情報会計基準29なお書き）。</p> <p>【報告セグメントの変更】 企業の組織構造の変更等、企業の管理手法が変更されたために、報告セグメントの区分方法を変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示することが原則である（セグメント情報会計基準27）。 このように前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示する場合には、報告セグメントの区分方法を変更する前の前年度のセグメント情報を記載する必要はないと解される。</p> <p>【過年度遡及会計基準】 連結財務諸表の遡及処理を行う場合は、前連結会計年度のセグメント情報等について、遡及処理の影響を反映した情報を開示する（セグメント情報会計基準97-2）。</p> <p>【関連情報】 関連情報は、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除いて、開示しなければならない（セグメント情報会計基準29）。</p> <p>【主要な顧客に関する情報】 主要な顧客に関する情報は、外部顧客への売上高のうち、特定の外部顧客への売上高（同一企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）が、連結損益計算書の売上高の10%以上である場合に、当該顧客に関する情報を開示する。 同一企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、当該企業集団単位に集約した情報を記載することになると解される。</p>	<p>連結財規15の2 財規8の29 セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号） セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第20号）</p>

項目	留意点	備考
	<p>【固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報の開示】 連結損益計算書において固定資産の減損損失を計上していない場合、【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】に、連結損益計算書において固定資産の減損損失を計上していない旨を記載することにより、様式で定められている表の記載を省略できると解される。</p> <p>【のれんに関する報告セグメント別情報の開示】 連結損益計算書においてのれんの償却額を計上していない場合、【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却額残高に関する情報】に、連結損益計算書においてのれんの償却額を計上していない旨を記載することにより、様式で定められている表の記載を省略できると解される。</p> <p>上記のほか、次の事項に注意する。</p> <p>① 平成22年4月1日より前に行われた企業結合、事業分離及び子会社の企業結合に係る「負ののれん」についても、様式に準じて当該負ののれんの償却額及び未償却残高を注記する必要がある。</p> <p>② 財務諸表等規則においてもセグメント情報に関して、連結財務諸表規則と同様の規定が設けられているので、連結財務諸表を作成していない場合でもセグメント情報の開示が必要となる。</p>	
資産除去債務明細表	<p>連結財規様式第11号により資産除去債務明細表を開示する。</p> <p>次の記載上の注意に留意する。</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 連結貸借対照表に計上されている当期首及び当期末の資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。</p> <p>2. 本明細表に記載すべき事項が第15条の23に規定する注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。</p> <p>連結附属明細表の作成の省略（連結財規92の2）に係る次の規定に注意する。</p> <p>【連結財規92の2】 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、前条第1項に規定する資産除去債務明細表の作成を省略することができる。</p> <p>2 前項の規定により資産除去債務明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。</p>	<p>連結財規様式第11号 連結財規92の2 財規様式第15号 財規125の2</p>

項目	留意点	備考
後発事象	<p>① 株式併合及び株式分割</p> <p>② 退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行</p> <p>③ 厚生年金基金の代行部分の返上</p> <p>④ 決算日後に生じた継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況</p> <p>⑤ 組織再編</p> <p>⑥ 新株予約権（会社法のストックオプションを含む）</p> <p>⑦ その他</p> <p>いずれも重要な開示後発事象であることに留意する。</p>	<p>連結財規14の9</p> <p>連結財規ガイドライン14の9</p> <p>財規8の4</p> <p>財規ガイドライン8の4、8の27-5</p> <p>連結財規65の2②</p> <p>財規95の5の2②</p> <p>後発事象に関する監査上の取扱い（監査・保証実務委員会報告第76号）</p>
その他	<p>第三号様式記載上の注意（46）及び第二号様式記載上の注意（66）において次のように規定されている。</p> <p>(66) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。）に係る（a）から（d）までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る（a）及び（e）から（g）までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。</p> <p>(a) 売上高</p> <p>(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額</p> <p>(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額</p> <p>(e) 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額</p> <p>(f) 当期純利益金額又は当期純損失金額</p> <p>(g) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額</p> <p>d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下このdにおいて同じ。）に係るcの（d）に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るcの（d）に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。</p>	<p>記載上の注意（46）</p>

以上